

学校教育目標

「当小っ子の力」を身につける子
人と交流し、思いを共有できる子
未来を語り、行動を起こす子

学校だより

第2号

令和4年4月28日
当麻町立当麻小学校
当麻町3条東3丁目
Tel 0166-84-2020



そろえて! まず一歩!

～「当小っ子の力」は自分のものに、さらに自分でもう一歩～

当麻小学校ホームページ <https://www.potato.ne.jp/tousyo/>



4月 そろえて! まず一歩!

当麻町立当麻小学校長 今村 雅之

柔らかな陽射しにも日に日に暖かさが増している季節。木々が芽吹き、萌黄色の山に桜が開花し満開を迎えようとしています。桜の名所、「当麻山一目千本桜」も素晴らしい景観を見せてくれることでしょう。今年も町内会や交通安全指導員の皆様、子供たちの登校の安全を見守ってくださっています。新学期が始まったこの時期に、安全な歩行を身に付けることが大切です。気持ちのよいあいさつもです。挨拶は「元氣と笑顔とつながりと」～「当小っ子の力」の一つです。

7日から始まった新学期ですが、翌週より新型コロナウイルス感染症により2学年3学級が学級閉鎖となりました。子供たちと保護者の皆様には心配や不安があったことと思います。今回の措置にご理解とご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

学級閉鎖が終わり今週から登校再開となり、全学級で月曜日を迎えることができました。空の青さと木々の新緑から初夏の兆しを感じられ、清々しく穏やかな気持ちで過ごせる日が続いています。日ごとに暖かくなり、学校では、中休みや昼休みにグラウンドや中庭で遊ぶ子供たちの元気な姿が見られます(密を避けるために、体育館、中庭、グラウンドの割り当てをしています)。新型コロナウイルス感染症は、北海道においても従来型より感染力が強いとされる「BA.2」の感染が確認され、置き換わりによる感染拡大が懸念されています。学校では、北海道及び管内の感染状況から、これまでの基本的な感染対策を継続することはもちろんのこと、より精度を上げるべく、マスクの正しい着用法、手洗いと手指消毒の正しい仕方やタイミング、密の回避と換気などについて、再度確認と指導を行い、子供たちにとって安心して安全な教育活動に努めています。

早いもので4月も終わりを迎えようとしています。この時期だからこそやるべき教育活動があります。「学級開き」という言葉があります。新年度のはじめに当たり新しく学級で様々なことを説明したり話し合ったり、決定したりします。学校の重点の実現へ向けた担任の方針、学級内でのルール、係や当番、児童会委員会組織などなど。子供たちにとっては最重要?な席替えの仕方についても決めなくてはなりません。その際に大切なことは「納得する」ということです。話し合い、決定する過程で「意見の相違」が生まれることが多くあります。多数決で決めてもよいでしょうが、学級全員が決まったことに「納得できる」かどうかです。ですから、多数決をする前に、子供たちが意見を出し合い話し合う過程が必要になるのです。学級の1年間の基盤となる事柄を全員が納得して決めてスタートします。今年度の当麻小学校の重点「そろえて! まず一歩!」にもつながるものです。これは、各教科や活動の学びの土台となります。子供たちは、学習や生活の目標(めあて)を決め、その達成へ向け、自分に合った取り組み方と時間のなかで、やる気もち努力を続け、担任をはじめ職員の助言のもと、一步一步着実に前進しています。今後も教育活動の制限・制約を続け、感染対策を徹底し、現行小学校学習指導要領で求められている児童の資質・能力の育成に向け、全職員で子供たちにとって価値ある教育活動の充実に取り組んでまいります。

お気を付けください

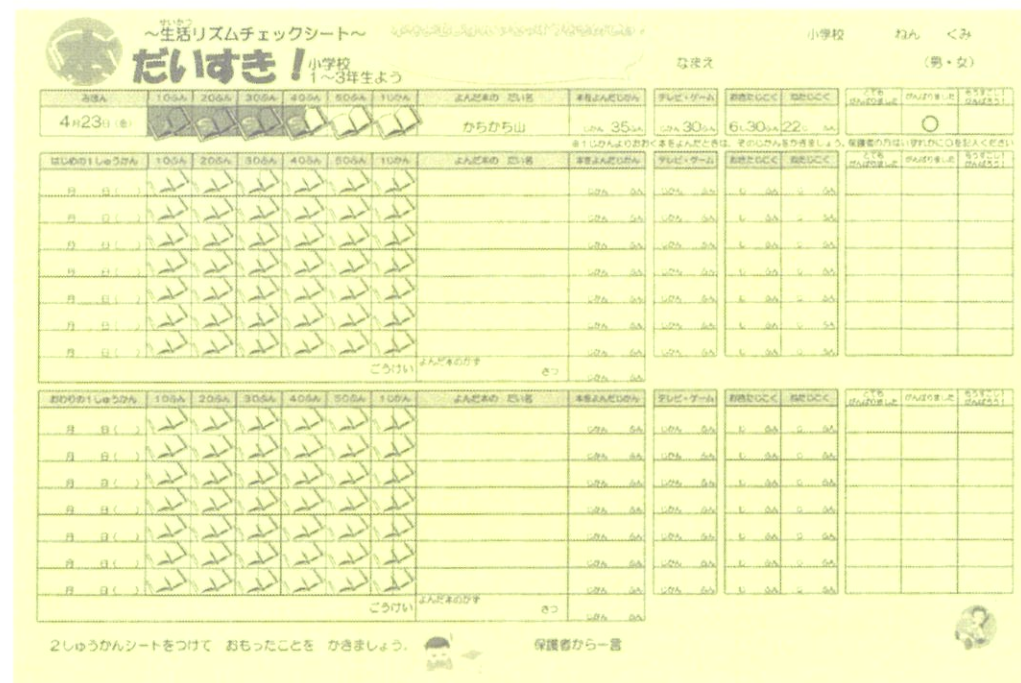
明日から大型連休に入ります。町内外へのお出かけを予定されているご家庭もおありかと思います。連休中は多くの人々が動くことが予想されています。自転車と車の交通事故や用水路・川の水難事故など、夏型の事故には、くれぐれもお気を付けください。学校でも指導しておりますが、ご家庭でもお子さんへのご指導をよろしく願いいたします。

生活リズムチェックシートについて

青少年健全育成町民ネットワークより、生活リズムチェックシートが届きました。ねらいは「子どもの読書に対する関心や意欲を高め、学びの基礎となる読書習慣の定着を図る」となっています。ですので、取組の期間は読書週間期間中の2週間となっています。ゴールデンウィークを挟んでの2週間を使ってご家庭で取り組んでみてください。

学校で集約することはありませんが、多くの本に触れる機会としてご家族でゴールデンウィークを活用するのもよいと思います。

1～3年生には低学年用、4～6年生には高学年用を配付します。また活用の手引きも合わせて配付いたしますので、ご覧ください。



5月の主な行事予定

- 3日(火) 憲法記念日
- 4日(水) みどりの日
- 5日(木) こどもの日
- 6日(金) 全校朝会 前期児童総会
「命」を守る出前授業1年
- 9日(月) クリーン作戦
- 10日(火) 参観日1・5年 尿検査2次
- 11日(水) 参観日4・6年
- 12日(木) 歯科健診1・6年 職員会議
たんぼの教室5年
- 13日(金) 参観日2・3年
- 16日(月) 情報モラル講習会3～6年
生徒指導交流会(いじめ防止等特別委員会)
- 17日(火) 歯科健診2・5年 委員会活動
- 18日(水) 人権教室1年
- 19日(木) 歯科健診3・4年 下校訓練
- 23日(月) 運動会特別日課開始
- 31日(火) たんぼの学校(田植え)5・6年



大型連休中は新型コロナウイルス感染症予防に気を配るとともに、生活リズムの乱れにも気をつけてお過ごしくださるようお願いします。

当麻小学校PTA総会(書面開催)について

今年度も参観日の分散開催により、保護者の皆様一堂に会する機会をもつことができず、PTA総会を書面で行わせて頂きました。書面決議の方法も、議案内容に全て承認頂ける場合は、決議書の提出は求めない形式をとらせて頂きました。全て承認に〇を付けて提出して下さった方も多くいました。結果として、全ての会員の皆さまからご承認いただくことができましたので、この議案書に基づいてPTA活動を進めてまいります。

なお、各学年委員の皆さまにつきましては5月に行われる第1回目の参観日の時に選出をお願いいたします。本校の学年毎の人数を考えますと、6年間のうちにほぼ全ての方が一回は学年委員を経験されることになると思います。是非、積極的に学年委員をお引き受けくださいますようお願いいたします。

PTA本部役員(敬称略)

- | | | | |
|-----|------|--------|-------|
| 会長 | 田中啓嗣 | 教養部長 | 佐藤里緒 |
| 副会長 | 岡 章文 | 広報部長 | 今村優司 |
| | 藤井陽介 | 校外指導部長 | 高沢靖志 |
| | 三上正幸 | 保健体育部長 | 馬場 剛 |
| | 福山萌子 | 顧問 | 今村雅之 |
| 監事 | 浜頭一行 | 事務局長 | 岩間博樹 |
| | 妹尾知美 | 庶務 | 田村健太郎 |
| | 楠希里子 | 会 計 | 小坂智史 |

当麻小学校いじめ防止基本方針

令和4年3月改訂
当麻町立当麻小学校

1 趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
基本的な方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、国・道・当麻町教育委員会の基本方針を受け、当麻町内の小中学校・家庭やその他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめの対処）のための対策を総合的かつ効果的に策定する。

2 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨として行わなければならない。
全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じいじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

3 主な年間の取組

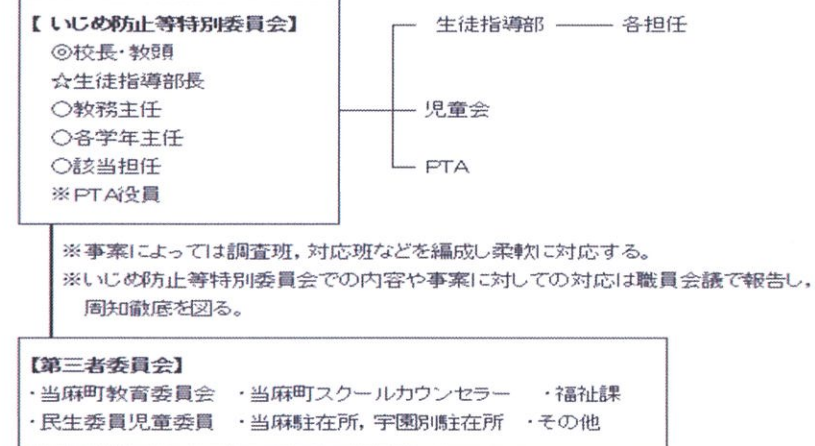
- 【1学期】
- いじめ防止等特別委員会
 - いじめ防止基本方針の公表
 - いじめに係るアンケート
 - 生徒指導交流会
 - 児童会によるはたらきかけ
 - 保護者面談
 - 参観日
 - 人権教室・情報モラル講習会
 - 運動会

- 【2学期】
- いじめ防止等特別委員会
 - いじめに係るアンケート
 - 生徒指導交流会
 - 児童会によるはたらきかけ
 - 参観日
 - 学習発表会

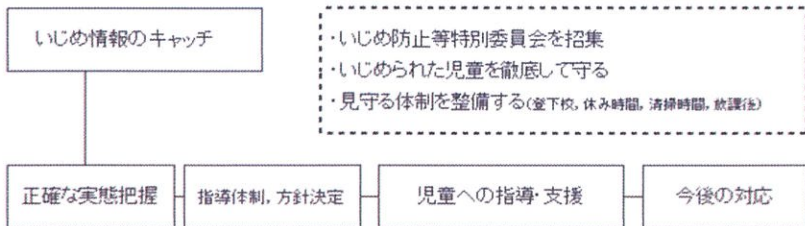
- 【3学期】
- いじめ防止等特別委員会
 - 参観日
 - 卒業式

- 【通年】
- いじめ早期発見のためのチェックリストの活用

4 いじめ防止等特別委員会及び第三者委員会



5 いじめ発生時の対応



いじめ防止対策推進法より（参考）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、該当学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者による構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



4月26日（火）に児童の安全教育の一環として、交通安全指導教室を開催しました。歩行訓練と自転車による通行訓練を行い、「交通ルールの遵守」と「自分の身は自分で守る」ことを学びました。自転車の訓練では校地内での回転やスラローム、一本橋渡りなどで技術向上を図り、その後学校近辺において安全な乗り方や道路横断の確認をしました。
訓練には、当麻駐在所の白鳥所長をはじめ、3名の警察官と5名の交通指導員の皆さまにご協力をいただきました。ありがとうございます。また、車で通行中の町民の皆さまにも、徐行や横断歩道での停止などご協力いただきました。
なお、交通指導員の方に自転車点検をしていただきましたが、ブレーキ・ベル・反射板等、ご家庭でも必ずご確認いただき、お子様が安全に乗れるようにご配慮をお願いいたします。



交通安全指導教室

R4.4.26



白鳥駐在所長より



自転車に乗るときはヘルメットを着用し、頭を守るようにしてください。今は、手頃な値段の物もありますので、是非ご家庭でご検討をお願いします。